

# テラヘルツシステム応用推進協議会 2022年度総会

日時: 2022年6月21日(火) 15:00～

場所: web開催

## — 議 事 次 第 —

1. 開会
2. 議事
  - (ア) 事業報告、決算報告、監査報告
  - (イ) 役員選出
  - (ウ) 事業計画、予算
  - (エ) その他
3. 閉会

### 【配付資料】

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 資料1   | 2021 年度事業報告           |
| 資料2   | 2021 年度決算報告           |
| 資料3   | 2021 年度監査報告           |
| 資料4   | 2022 年度役員(案)          |
| 資料5   | 2022 年度事業計画(案)        |
| 資料6   | 2022 年度事業予算(案)        |
| 資料7   | テラヘルツシステム応用推進協議会規約(案) |
| 資料8   | 規約改正対照表               |
| 資料9   | 機密情報ガイドライン(案)         |
| 参考資料1 | 会員等名簿                 |
| 参考資料2 | 技術部会活動案               |
| 参考資料3 | 標準化部会活動案              |
| 参考資料4 | 6GWG活動案               |

以上

## テラヘルツシステム応用推進協議会

## 2021 年度 事業報告

## 総会, 幹事会

時期	名称	内容
4 月 15日	幹事会 (e メールによる開催)	入会希望者について審議
4 月 25日	幹事会 (e メールによる開催)	入会希望者について審議
5 月 21日	幹事会 (Zoom による開催)	2020 年度事業報告・収支決算、 2021 年度事業計画・収支予算案を承認
6 月 18日	総会 (Zoom による開催)	2020 年度事業報告・収支決算、 2021 年度事業計画・収支予算案を承認
6 月 29日	幹事会 (e メールによる開催)	入会希望者について審議
7月 8日	幹事会 (e メールによる開催)	令和3年度 テラヘルツ応用システム研究会への協賛について
10月 21日	幹事会 (e メールによる開催)	「テラヘルツビジネスセミナー」の共催について
11月 5日	幹事会 (e メールによる開催)	「シンポジウム『テラヘルツ科学の最先端VIII』」の協賛について
1月 25日	幹事会 (e メールによる開催)	講演会「テラヘルツ無線のB5G/6Gに向けての取り組み」の開催について

## 部会活動

### 1. 技術検討部会

6/18 2021年度第1回技術部会

講演1 キーサイト・テクノロジー株式会社 戸高 嘉彦 氏

『テラヘルツ材料測定法』

講演2 アンリツ株式会社 塩入 健 氏

『6Gに向けた測定チャレンジ ～テラヘルツ領域の活用～』

3/1 2021年度第2回技術部会（情報通信研究機構テラヘルツ研究センターと共催）

講演会「テラヘルツ無線のB5G/6Gに向けての取り組み」（Zoom による開催）

	講演者	タイトル
1	安藤 真 会長 永妻 忠夫 副会長	挨拶
2	笠松 章史 (NICT/テラヘルツシステム応用 推進協議会)	主旨説明
3	寶迫 巖 (NICT)、加藤 和利 (九州大学)、 塩入 健 (アンリツ)、矢吹 歩 (ソフトバンク)	6G WG 報告
4	原 直紀 (富士通株式会社)	テラヘルツ帯を用いた Beyond 5G 超高速大容量通 信を実現する無線通信技術の研究開発
5	川西 哲也 (早稲田大学)	テラヘルツ帯を用いた Beyond 5G 超高速大容量通 信を実現する無線通信技術の研究開発
6	天野 良晃 (KDDI総合研究所)	Beyond 5G に向けたテラヘルツ帯を活用した端末拡 張型無線通信システム実現のための研究開発
7	村田 博司 (三重大学)	Beyond 5G 超大容量無線ネットワークのための電波・ 光融合無線通信システムの研究開発
8	永妻 忠夫 (大阪大学)	超低雑音信号発生技術に基づく 300GHz 帯多値無 線通信に関する研究開発
9	尾辻 泰一 (東北大学)	Beyond 5G 超高速・超大容量無線通信システムのため のヘテロジニアス光電子融合技術の研究開発
10	今村 公彦 (シャープ株式会社)	Beyond 5G 超大容量無線通信を支えるテラヘルツ 帯のチャンネルモデル及びアプリケーションの研究開 発
11	久武 信太郎 (岐阜大学)	欧州との連携による 300GHz テラヘルツネットワー クの研究開発
12	金 ミンソク (新潟大学)	テラヘルツ帯チャンネルサウンディング及び時空間チャ ネルモデリング技術の開発
13	加藤 和利 (九州大学)	GaN 系真空マイクロフォトニクス技術による無線通信 用ハイパワーテラヘルツ波発生に関する研究開発
14	富士田 誠之 (大阪大学)	共鳴トンネルダイオードを用いたテラヘルツ無線通信 と映像伝送に関する研究開発
15	小西 毅 (大阪大学)	低コスト・高品質なミリ波・テラヘルツ帯への B5G 対 応高周波数移行技術の研究開発

16	杉山 武史 (フットニック・エッジ)	300GHz 帯アンテナ評価技術の実用化
17	河島 整 (産業技術総合研究所)	B5G 超低消費電力高効率ネットワーク構成に向けた高機能材料の研究開発
18	小川 博世副会長 (NICT/テラヘルツシステム応用推進協議会)	終わりに

・学生によるテラヘルツ技術動向調査

大阪大学、千葉工業大学の大学院生からのテラヘルツ関連情報の調査を実施

## 2. 標準化検討部会

### ① 5月24日 部会開催 (Zoom)

- 2020年度THz標準化部会活動報告及び2021年度活動方針案の承認
- 部会体制の件

### ② 国際標準化活動

- 国際電気通信連合無線通信部門 (ITU-R) において、WRC-19の結果を反映させたレポートSM. 2352-0、F. 2416-0、M. 2417-0の改定草案が承認される予定。新レポート[252-296 GHz. LMS. FS. COEXIT]に向けた作業文書を更新し新レポート草案として承認される予定。さらに新レポートM. [IMT. FUTURE TECHNOLOGY TRENDS]に向けた作業文書のTHz Communicationsに関する節を更新した。
- アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) の AWG-29において、252-296 GHzで運用するポイント・ツー・ポイント無線通信システムに関する新APTレポート、275-1000GHzで運用するウォークスルーキャンニングシステムに関する新APTレポートがそれぞれAPT/AWG/REP-118、APT/AWG/REP-119として成立した。
- APG23-3においてITU-R及びAPTにおけるTHzスペクトラム利用動向をAPT加盟国に報告し、広帯域幅が得られる貴重な周波数資源であることを紹介した。
- IEEE802. 15. SC. THZとITU-R WP5A間でリエゾン交換を行った。

### ③ その他

- 2016年4月からスタートした標準化部会は、WRC-19議題1. 15を中心とした活動を行ってきた。その後、WRC-19の結果による既存レポート改定及びWRC-19の結果を用いた新レポート、さらには275GHz以上の新アプリケーションのための技術運用特性等の議論を進めてきた。一方、WRC-23以降は、益々6GのためのTHzスペクトラム研究が進展するものと思われ、部会の新体制が望まれる。

### 3. 6GWG

#### 4/28 第3回ミーティング

##### 1. プレゼンテーション

『THz帯無線通信及び無線標定業務用スペクトラムの標準化動向』

小川 博世 副会長 (NICT)

##### 2. ディスカッション

『6GWG の出力に関する方針の説明』

宿題シートの取りまとめ、今後のユースケース案策定の方針について

寶迫 巖 様 (NICT)

#### 6/1 第4回 ミーティング

##### 1. IEEE802.11ayのユースケースの紹介 (doc.:IEEE 802.11-2015/0625r7)

NICT 寶迫 巖 氏 (主査)

##### 2. IEEE802系規格の比較 ※仮説「ミリ波帯規格について」

NICT 寶迫 巖 氏 (主査)

##### 3. THzユースケースの議論

カテゴリ分け

#### 6/30 第5回 ミーティング

##### 1. 『テラヘルツ波帯の情報通信利用に関する調査検討会(2009年度～2010年度)

調査結果の概要』

大阪大学 永妻 忠夫 副会長

##### 2. THzユースケースの議論

#### 7/21 第6回 ミーティング

##### 1. ユースケースのまとめ方についての方針説明

##### 2. グループ分けの提示・決定

#### 8/27 第7回 ミーティング

##### 1. グループに分かれての議論

##### 2. 議論結果の発表

#### 9/24 第8回 ミーティング

##### 1. グループ/全体での各ユースケースの議論

#### 10/28 第9回 ミーティング

##### 1. THzコンソ THz-6G-WGで議論した「ユースケース」の取り扱いについて

NICT 寶迫 巖 氏 (主査)

## 2. 各ユースケースの最終とりまとめ

出力先：

- ・ NICTの寄与文書を通じてITU-R WP5Dに入力
- ・ Beyond5G推進コンソーシアム国際委員会第7回会合（高周波WGの報告）にて報告

## 4. その他

- ・ 令和 3 年度テラヘルツ応用システム研究会（8/5）の協賛
- ・ シンポジウム「テラヘルツビジネスセミナー」（10/27）の協賛
- ・ シンポジウム『テラヘルツ科学の最先端VIII』」（11/24～25）の協賛

新規加入	2021/4/15	住友ベークライト株式会社
	2021/4/25	アンリツ株式会社
	2021/6/29	田中 耕一郎 教授（京都大学） 浅田 雅洋 教授（東京工業大学）

以上

**テラヘルツシステム応用推進協議会 2021年度 事業収支実績**  
(会計期間:2021年4月1日～2022年3月31日)

**【1】収入の部**

(金額単位: 円)

項目		予算	実績	実績に関する備考
収 入	I 前年度繰越金	1,855,037	1,855,037	2020年度からの繰越金
	II 年会費	1,350,000	1,350,000	@150,000円×9法人
	III 雑収入	50	19	
	講演会参加費	-	0	
	その他雑収入	-	0	
	銀行利息	50	19	
収入合計		3,205,087	3,205,056	

**【2】支出の部**

項目		予算	実績	実績に関する備考
支 出	I 事業費	1,441,274	971,571	
	会議費	100,000	0	貸会議室料、会合での飲料代 他
	旅費交通費	100,000	0	総会・部会等での旅費(交通費、宿泊費)、日当
	謝礼金	200,000	0	講演会・部会等での招待講演者 謝礼金
	印刷広報費	100,000	76,780	ホームページ更新(保守契約料)
	部会費	100,000	55,000	部会活動費用(THz研究の調査費(学生アルバイト代))
	通信費	10,000	1,624	年会費請求書・委嘱承諾依頼書等の郵送費(切手代)
	情報システム利用料	70,000	96,910	資料保存公開用外部ストレージ(Bizストレージ eフォルダ) 利用料、web会議システム(Zoom Pro)の年間契約料・オプション契約料
	雑費	3,000	1,595	銀行振込手数料
	事務業務委託費	758,274	739,662	会計業務、委嘱承諾依頼手続き、入会案内対応 他、webサーバ使用料
II 予備費	1,763,813	0		
支出合計		3,205,087	971,571	

**【3】収支の部**

項目	予算	実績	実績に関する備考
収支(収入-支出)	0	2,233,485	← 2022年度へ繰り越し(繰越金の増額:378,448円)

# 会計監査報告書

テラヘルツシステム応用推進協議会  
会長 安藤 真 殿

テラヘルツシステム応用推進協議会の諸規定に則り、2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の会計について監査した結果、適正であると認めます。

2022年6月7日

会計監査役 鷗澤 佳徳 

会計監査役 豊田 将之 

## テラヘルツシステム応用推進協議会

## 2022 年度 役員（案）

会長	永妻忠夫（大阪大学）
副会長	加藤 和利（九州大学）
副会長	川西 哲也（早稲田大学）
副会長	寶迫 巖（NICT）
会計監査役	豊田将之（マクセル）
会計監査役	矢吹歩（ソフトバンク）

## 2022 年度 部会長（案）

技術検討部会	加藤 和利（九州大学）
標準化部会	川西 哲也（早稲田大学）
6Gワーキンググループ	寶迫 巖（NICT）

## 2022 年度 幹事（案）

幹事長	笠松 章史（NICT）
幹事長代理	枚田 明彦（千葉工大）
幹事長代理	鈴木 左文（東工大）
幹事長代理	齋藤 伸吾（NICT）
幹事	原 直紀（富士通）
	中舎 安宏（富士通）
	中野 隆（NECネットワーク・センサ）
	野辺 武（NECネットワーク・センサ）
	藤田 真男（マクセル）

以上。

## テラヘルツシステム応用推進協議会

### 2022年度 事業計画（案）

#### 総会，幹事会

時期	内容
2022年5月27日	入会希望者について審議
2022年6月7日	入会希望者について審議
2022年6月7日	テラヘルツビジネスセミナーの共催について
2022年6月13日	入会希望者について審議
2022年6月14日	幹事会（総会資料審議）
2022年6月21日	総会
適宜	幹事会 開催
適宜	標準化部会 開催
適宜	技術検討部会 開催
適宜	6GWG 開催

- ・ 中期的な広報活動計画立案

#### 部会活動

##### 1. 技術検討部会

- ・ 講演会等の企画
- ・ 技術動向の調査
- ・ 協議会会員相互に有用な情報の共有スキームの確立

##### 2. 標準化部会

- ・ 国際標準化会合へのTHz帯に関連するレポート／勧告／決議等の作成に向けた寄与を中心に行う。

##### 3. 6GWG

- ・ ユースケース毎に今後開発すべき技術の取りまとめ
- ・ 取りまとめ結果の Beyond 5G推進コンソーシアム等への入力

新規加入

5/27 徳島大学ポストLEDフォトンクス研究所  
6/7 KDDI総合研究所  
6/13 京セラ株式会社

以上

**テラヘルツシステム応用推進協議会 2022年度 事業予算(案)**  
(会計期間:2022年4月1日～2023年3月31日)

**【1】収入の部**

(金額単位: 円)

項目		予算	摘要
収 入	I 前年度繰越金	2,233,485	2020年度からの繰越金
	II 年会費	1,800,000	@150,000円×12法人
	III 雑収入	50	
	講演会参加費	-	
	その他雑収入	-	
	銀行利息	50	
収入合計		4,033,535	

**【2】支出の部**

項目		予算	摘要
支 出	I 事業費	1,833,380	
	会議費	100,000	貸会議室料、会合での飲料代 他
	旅費交通費	100,000	旅費(交通費、宿泊費)、日当
	謝礼金	100,000	講演会等での招待者謝金
	印刷広報費	400,000	ホームページ更新、広告、チラシ 他
	部会費	200,000	部会活動費用、調査活動費
	通信費	10,000	請求書・書類等の郵便代、物品等の送料(宅配料)
	情報システム利用料	100,000	資料保存公開用外部ストレージ (Bizストレージ eフォルダ)利用料
	雑費	3,000	銀行振込手数料、消耗品 他
	事務業務委託費	820,380	会計業務、会議開催補助(会議室の設営・復帰、 会議資料印刷対応)、webサーバ使用料
II 予備費	2,200,155		
支出合計		4,033,535	

**【3】収支の部**

項目	予算	摘要
収支(収入-支出)	0	← 2022年度に繰り越し

令和4年X月Y日

## テラヘルツシステム応用推進協議会規約（案）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 本協議会は、テラヘルツシステム応用推進協議会（以下「本協議会」という。）と称する。英文名は、Terahertz Systems Consortium と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、テラヘルツ技術をもとにしたシステム開発を促進し、早期の社会展開・産業化を実現することを目指し、関連する機関の連携を深めながら、課題検討・政策提案、普及啓発活動、動向調査、標準化活動等を通じて、テラヘルツシステムの普及に資することを目的とする。

（事業）

第3条 本協議会は、前条の目的を達するためにテラヘルツ技術に関する次の事業を行う。

- ① 研究開発及び標準化の促進
- ② 社会展開及び産業化の促進
- ③ 情報の収集、交換及び提供
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 普及啓発
- ⑥ 技術開発の課題検討・提案
- ⑦ 測定・試験技術の検討
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

（会員）

第4条 本協議会の会員は、第2条の目的に賛同し、前条の事業遂行に協力する意志を有する法人、団体及び有識者とする。会員の種別は次の通りとする。

- ① 法人会員：法人、その他の団体
- ② 個人会員：有識者等の個人、ただし法人会員に所属する者は、個人会員となることはできない。

#### (入会)

第5条 本協議会へ入会しようとする者は、書面をもって申込み、承認を受けなければならない。

#### (退会及び除名)

第6条 本協議会を退会しようとするものは、書面を持ってその旨を届け出なければならない。

2. 会員が本協議会の規約に違反した場合又は活動趣旨に反し会員にふさわしくない行為があった場合は、幹事会の議決により当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (年会費)

第7条 法人会員は会計年度ごとに総会で承認された収支予算で定める年会費を納入しなければならない。法人会員が既に納入した年会費は、これを返還しない。

#### (経費)

第8条 本協議会の運営上必要な経費は、年会費、寄付金及びその他の雑収入を持って充てる。

2. 本協議会の第3条に定める事業の実施にあたって、シンポジウムの開催等、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。
3. 上記2の徴収は、幹事会の議決によるものとする。
4. 会計処理に必要な規定は別途定める。

### 第3章 役員等

(役員)

第9条 本協議会には次の役員を置く。

- ① 会長 1名
  - ② 副会長 若干名
  - ③ 会計監査役 2名
2. 会長は本協議会を代表し、会務を総理する。
  3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
  4. 会計監査役は、本協議会の収支決算について監査し、幹事会に報告する。
  5. 会長は、総会において会員の中から選任する。
  6. 副会長は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
  7. 会計監査役は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
  8. 役員任期は、選任された総会の次の定期総会までとし、再任を妨げない。ただし、再任は5年を限度とする。
  9. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。
  10. 副会長又は会計監査役が、その任期の途中で、辞任を申し出たとき、又はその所属の機関における人事異動等に伴い、後任者への交代を申し出たときは、会長の承認をもって退任又は交代するものとする。後任者の選任については、本条第6項及び第7項の規定に従うものとする。

(相談役)

第10条 必要に応じて諮問機関として、相談役を置くことができる。

2. 相談役は、第2条の目的に賛同し、第1条の事業遂行に協力する意志を有する有識者を会長が指名し、総会の承認を受けるものとする。
3. 相談役は、議決権を持たない。
4. 第6条、第9条第8項、第16条の規定は、相談役に準用する。

第4章 総会、幹事会等

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2. 総会は、定期総会を年 1 回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
3. 総会は、必要に応じて、書面又は電子的手段により開催することができる。
4. 総会に出席できない会員は、他の総会の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、委任者は、総会に出席したものとみなす。
5. 法人会員及び個人会員は、総会において、それぞれ 5 票及び 1 票の議決権を有する。
6. 総会は、総会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
7. 総会は、会長が主宰し議長を務める。
8. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。
9. 総会は、本協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
  - ① 本規約の改正の承認
  - ② 役員を選任
  - ③ 幹事指名の承認
  - ④ 相談役の承認
  - ⑤ 基本運営方針の承認
  - ⑥ 事業報告・収支決算、事業計画・収支予算の承認
  - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、本協議会の運営に関して重要な事項の承認

#### (幹事会)

第12条 本協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、役員及び幹事をもって構成し、会長が統括する。
3. 幹事会は、本協議会を円滑かつ効率的に運営するために、必要に応じて随時開催する。
4. 幹事は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。
5. 幹事会を円滑に運営するために、幹事長及び幹事長代理を置く。
6. 幹事長及び幹事長代理は、幹事の中から互選によって決定する。
7. 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。
8. 幹事長代理は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるとき又は幹事長が

欠けたときは、その職務を代行代理する。

9. 幹事会は、本協議会への入会申し込みの承認、各部会の設置、及び会長が必要と認めた事項の策定を行う。
10. 幹事会は、本規約の改正、基本運営方針の策定、事業報告・収支決算、事業計画・収支予算の策定、幹事長及び幹事代理の決定、本協議会の運営に関する重要な事項の策定を行い、総会の承認を受ける。
11. 第9条第8項及び第9項の規定は、幹事に準用する。
12. 幹事会は、必要に応じて、書面又は電子的手段により開催することができる。
13. 幹事会に出席できない役員及び幹事は、他の幹事会に出席する役員及び幹事にその権限を委任することができる。この場合、委任者は、幹事会に出席したものとみなす。
14. 幹事会は、総幹事の4分の3以上の出席をもって成立する。
15. 幹事会は、会長が主宰し議長を務める。会長が、幹事会に出席できないときは、会長は、他の役員または幹事を議長代行に任命し、幹事会を主宰させることができる。
16. 幹事会の議事は、出席した役員及び幹事の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

#### (部会)

第13条 幹事会が必要と認めたときは、本協議会に部会（名称に関わらず、これに類するものを含む。以下、「部会」という。）を設置することができる。

2. 部会には幹事会の議決により会員の中から選任された部会長を1名ずつ置き、部会を統括する。各部会は各部会メンバをもって構成し、部会メンバは会員の中から各部会長が指名する。
3. 部会は、幹事会における議決事項の運用のほか、本協議会を円滑かつ効率的に運営するため、必要に応じて随時開催する。
4. 部会は、必要に応じて、書面又は電子的手段により開催することができる。

#### (会計年度)

第14条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 本協議会は幹事長の統括のもとに、本協議会の業務を処理するため事務局を置く。

2. 本協議会の事務局は、東京都新宿区の（一財）テレコム先端技術研究支援センターに置く。

**第5章 雑則**

(情報の取り扱い)

第16条 本協議会において取り扱う情報は、会員内に限り開示できるものとする。情報を会員外に開示する場合は、幹事会でガイドラインを策定し、それに定められた範囲、方法に限る。ガイドラインについては、策定の都度、会員に通知することとする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

1. この規約は、設立の日(平成 27 年 9 月 29 日)から施行する。
2. 設立総会以前に提出した入会希望の書面が発起人によって受理された者は、第 5 条の幹事会の承認を受けた者とみなす。
3. 本協議会の設立年度の会計年度は、設立の日（平成 27 年 9 月 29 日）に始まり、平成 28 年 3 月 31 日に終わる。
4. 第 7 条の一部改定を令和 3 年 6 月 21 日から施行する。
5. 第 10 条の追加、これに伴う条番号の変更、および第 11 条の一部改定を令和 4 年 X 月 Y 日から施行する。

改定履歴

2015 年 9 月 29 日 設立総会で承認

2021 年 6 月 21 日 定期総会で承認

第 7 条の一部改訂。

附則 4 の追加。

2022 年 X 月 Y 日 定期総会で承認

2022年X月Y日

## テラヘルツシステム応用推進協議会規約変更部分の新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">令和4年X月Y日承認</p> <p>テラヘルツシステム応用推進協議会規約（一部）</p> <p>第2章 会員 （年会費）</p> <p>第7条 法人会員は会計年度ごとに総会で承認された収支予算で定める年会費を納入しなければならない。法人会員が既に納入した年会費は、これを返還しない。</p> <p>第3章 役員等 （相談役）</p> <p>第10条 必要に応じて諮問機関として、相談役を置くことができる。</p> <p>2. 相談役は、会長が指名し、総会の承認を受けるものとする。</p> <p>3. 相談役は、議決権を持たない。</p> <p>4. 第6条、第9条第8項、第16条の規定は、相談役に準用する。</p> <p>以下、条ずれ</p>	<p style="text-align: right;">令和3年6月21日承認</p> <p>テラヘルツシステム応用推進協議会規約（一部）</p> <p>第2章 会員 （年会費）</p> <p>第7条 法人会員は会計年度ごとに年会費15万円を納入しなければならない。法人会員が既に納入した年会費は、これを返還しない。</p> <p>第3章 役員</p>
<p>第4章 総会、幹事会等 （総会）</p>	<p>第4章 総会、幹事会等 （総会）</p>
<p>第11条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>9. 総会は、本協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。</p> <p>① 本規約の改正の承認</p> <p>② 役員を選任</p> <p>③ 幹事指名の承認</p> <p>④ 相談役の承認</p>	<p>第10条 総会は、会員をもって構成する。</p> <p>9. 総会は、本協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。</p> <p>① 本規約の改正の承認</p> <p>② 役員を選任</p> <p>③ 幹事指名の承認</p> <p>④ 基本運営方針の承認</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 基本運営方針の承認</li> <li>⑥ 事業報告・収支決算，事業計画・収支予算の承認</li> <li>⑦ 前各号に掲げるもののほか、本協議会の運営に関して重要な事項の承認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 事業報告・収支決算，事業計画・収支予算の承認</li> <li>⑥ 前各号に掲げるもののほか、本協議会の運営に関して重要な事項の承認</li> </ul>
<p>附則（2022年X月Y日承認版）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 この規約は、設立の日（平成27年9月29日）から施行する。</li> <li>2 設立総会以前に提出した入会希望の書面が発起人によって受理された者は、第5条の幹事会の承認を受けた者とみなす。</li> <li>3 本協議会の設立年度の会計年度は、設立の日（平成27年9月29日）に始まり、平成28年3月31日に終わる。</li> <li>4 第7条の一部改定を令和3年6月21日から施行する。</li> <li>5 第7条の一部改定および相談役に関する改定を令和4年X月Y日から施行する。</li> </ul>	<p>附則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 この規約は、設立の日（平成27年9月29日）から施行する。</li> <li>2 設立総会以前に提出した入会希望の書面が発起人によって受理された者は、第5条の幹事会の承認を受けた者とみなす。</li> <li>3 本協議会の設立年度の会計年度は、設立の日（平成27年9月29日）に始まり、平成28年3月31日に終わる。</li> <li>4 第7条の一部改定を令和3年6月21日から施行する。</li> </ul>

<p>変更履歴</p> <p>2015年9月29日承認</p> <p>2021年6月21日承認 第7条の一部改訂。 附則4の追加。</p> <p>2022年X月Y日承認 第7条の一部改訂。 第10条の追加、これに伴う条番号の変更、および第11条の一部追加。</p>	<p>変更履歴</p> <p>2015年9月29日承認</p> <p>2021年6月21日承認 第7条の一部改訂。 附則4の追加。</p>
--	---

# テラヘルツシステム応用推進協議会における秘密情報の管理に関するガイドライン

令和4年6月21日制定

## 1 目的

本ガイドラインは、テラヘルツシステム応用推進協議会（以下「本協議会」という。）の成果の取り扱い、秘密情報の管理、並びに、成果を外部公表する際に遵守すべき事項を定めることを目的として制定する。

## 2 定義

本ガイドラインで用いる用語は以下のとおりとする。

- (1) 「協議会会員」とは、本協議会に所属する会員をいう。
- (2) 「協議会幹事会員」とは、本協議会の幹事会に所属する会員をいう。
- (3) 「協議会秘密情報管理者」とは、本協議会の幹事長、および、幹事長代理をいう。
- (4) 「協議会会員関係者」とは、協議会会員以外のものであって、協議会会員と職務上関わりを有する者（協議会事務局など）、および、協議会員が所属する組織に所属し、協議会の活動に関わりを有する者（協議会会員の所属企業・所属機構の従業員、および、協議会会員の大学の研究室所属の学生）をいう。
- (5) 「協議会秘密情報」とは、本協議会における活動の過程或いはその結果として得られた情報であって秘密にする必要があるものをいう。ただし、次の情報は除外する。
  - 一 本協議会の活動に携わる前に既に保有していたことを証明できる情報
  - 二 得られた際、既に公知であったまたはその後公知となった情報
  - 三 正当な権原を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
  - 四 協議会秘密情報管理者が秘密にする必要がないと認定した情報
- (6) 「協議会提供秘密情報」とは、本協議会秘密情報の中で、本協議会が、本協議会の活動に関連して、第三者へ秘密保持義務の下で、提供した情報をいう。
- (7) 「協議会会員提供秘密情報」とは、本協議会の活動に関連して、本協議会が、本協議会会員から秘密保持義務の下で提供をされた情報をいう。ただし、次の情報は除外する。
  - 一 提供された際、既に協議会が保有していたことを証明できる情報
  - 二 提供された際、既に公知となっている情報
  - 三 提供された後、協議会の責めによらずに公知となった情報
  - 四 正当な権原を有する当該本協議会会員以外の者から適法に取得したことを証明できる情報
  - 五 相手方から開示された情報によることなく協議会が独自に開発・取得したことを証明できる情報
  - 六 当該本協議会会員が公表に同意した情報
- (8) 「外部提供秘密情報」とは、本協議会の活動に関連して、本協議会が、第三者から秘密保持義務の下で提供をされた情報をいう。ただし、次の情報は除外する。
  - 一 提供された際、既に協議会が保有していたことを証明できる情報
  - 二 提供された際、既に公知となっている情報
  - 三 提供された後、協議会の責めによらずに公知となった情報
  - 四 正当な権原を有する当該第三者以外の者から適法に取得したことを証明できる情報
  - 五 相手方から開示された情報によることなく協議会が独自に開発・取得したことを証明できる情報
  - 六 当該第三者が公表に同意した情報
- (9) 「共有秘密情報」とは、本協議会と第三者との活動の結果として得られた情報であって、両者が秘匿可能で財産的価値があると指定したものをいう。ただし、次の情報は除外する。
  - 一 指定した際、既に両者の少なくとも一方が保有していたことを証明できる情報
  - 二 指定した際、既に公知となっている情報
  - 三 指定した後、両者の責めによらずに公知となった情報
  - 四 正当な権原を有する両者以外から適法に取得したことを証明できる情報

- 五 一方から開示された情報によることなく他方が独自に開発・取得したことを証明できる情報
- 六 両者が公表に同意した情報

### 3 協議会秘密情報管理員の義務

#### (1) 協議会秘密情報の管理

協議会秘密情報管理者は、本協議会に関連する協議会秘密情報の守秘義務を遵守し、当該協議会秘密情報が協議会会員および協議会会員関係者以外の者に開示されないように管理しなければならない。

#### (2) 協議会提供秘密情報の管理

協議会秘密情報管理者は、第三者に提供した協議会提供秘密情報について、当該第三者に、秘密保持義務の遵守の管理をさせなければならない。

#### (3) 協議会会員提供秘密情報の管理

協議会秘密情報管理者は、本協議会会員から提供された協議会会員提供秘密情報の守秘義務を遵守し、当該外部提供秘密情報について、次の管理をしなければならない。

- 一 該当する資料等に協議会会員提供秘密情報である旨を表示し、他の情報とは区別して協議会会員提供秘密情報を保管する。
- 二 協議会会員所属機関の研究開発活動のために情報の開示が必要な協議会会員関係者に限り協議会会員提供秘密情報を開示する。この場合、当該協議会会員提供秘密情報の開示を受ける者に、協議会会員提供秘密情報を提供した当該協議会会員との合意事項を通知し、遵守させる。
- 三 当該協議会会員提供秘密情報を提供した当該協議会会員以外の者に、当該協議会会員提供秘密情報を提供する場合には、当該協議会会員の書面による事前同意を得る。

#### (4) 外部提供秘密情報の管理

協議会秘密情報管理者は、第三者から提供された外部提供秘密情報の守秘義務を遵守し、当該外部提供秘密情報について、次の管理をしなければならない。

- 一 該当する資料等に外部提供秘密情報である旨を表示し、他の情報とは区別して外部提供秘密情報を保管する。
- 二 協議会会員所属機関の研究開発活動のために情報の開示が必要な協議会会員関係者に限り外部提供秘密情報を開示する。この場合、当該外部提供秘密情報の開示を受ける者に、当該外第三者との合意事項を通知し、遵守させる。
- 三 当該第三者以外の者に、当該外部提供秘密情報を提供する場合には、当該第三者の書面による事前同意を得る。

#### (5) 共有秘密情報の管理

研究管理者は、第三者との間で指定した共有秘密情報の守秘義務を遵守し、当該共有秘密情報について、上記(4)一、二、三において、外部提供秘密情報を共有秘密情報と読み替えて、同記の管理をすると同時に、当該第三者に、同程度の管理をさせなければならない。

### 4 協議会会員の義務

#### (1) 協議会秘密情報、協議会会員提供秘密情報、外部提供秘密情報、および共有秘密情報の秘密保持義務

協議会会員は、協議会秘密情報管理者が指定する期間中、協議会秘密情報、協議会会員提供秘密情報、外部提供秘密情報、および共有秘密情報の秘密保持義務を遵守し、協議会秘密情報管理者の事前同意なく、これら秘密情報が、協議会会員関係者以外に開示されないように適切に管理しなければならない。

#### (2) 転出後および退職後の秘密保持義務

協議会会員は、所属組織から転出後または退職後も、引き続き、上記(1)の義務を遵守しなければならない。

### 5 協議会活動に参加する学生に対する責務

協議会会員は、学生等を本協議会の活動に従事させる場合には、事前に、当該学生等に本ガイドラインの内容を説明し、その規定(秘密保持義務を含む)を遵守するよう指導教

育するものとする。

以上

附 則  
(施行期日)  
このガイドラインは、令和4年7月1日から施行する。

テラヘルツシステム応用推進協議会

[参考資料1]

2022年6月21日版 敬称略

会員名簿

	名称	備考
法人会員	富士通株式会社	
	NECネットワーク・センサ株式会社	
	国立研究開発法人情報通信研究機構	
	ソフトバンク株式会社	
	マクセル株式会社	
	凸版印刷株式会社	
	キーサイト・テクノロジー株式会社	
	住友ベークライト株式会社	
	アンリツ株式会社	
	徳島大学ポストLEDフォトリクス研究所	
個人会員	KDDI総合研究所	
	京セラ株式会社	
	安藤 真 (国立大学法人 東京工業大学名誉教授)	
	小川 博世 (国立研究開発法人情報通信研究機構)	
	永妻 忠夫 (国立大学法人 大阪大学)	
	藤末 龍仁 (国立大学法人 東京農工大学)	
	谷 正彦 (国立大学法人 福井大学)	
	牧田 明彦 (千葉工業大学)	
	伊藤 弘 (北里大学)	
	岡田 健一 (国立大学法人 東京工業大学)	
	尾辻 泰一 (国立大学法人 東北大学)	
	加藤 和利 (国立大学法人 九州大学)	
	川西 哲也 (早稲田大学)	
	三瓶 政一 (国立大学法人 大阪大学)	
	鈴木 左文 (国立大学法人 東京工業大学)	
	広川 二郎 (国立大学法人 東京工業大学)	
	門内 謙明 (国立大学法人 東京大学)	
磯沢 佳徳 (大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 国立天文台)		
大谷 知行 (国立研究開発法人 理化学研究所)		
田中 耕一郎 (国立大学法人 京都大学)		
浅田 雅洋 (国立大学法人 東京工業大学)		
オブザーバー	事務局 (SCAT)	宇都 俊
	総務省国際戦略局 技術政策課研究推進室 担当者	

役員、幹事会名簿

	役職	お名前	所属
役員	会長	永妻 忠夫	国立大学法人 大阪大学
	副会長	加藤 和利	国立大学法人 九州大学
	副会長	川西 哲也	早稲田大学
	副会長	寶田 巖	国立研究開発法人情報通信研究機構
	会計監査役	矢吹 歩	ソフトバンク
	会計監査役	豊田 将之	マクセル株式会社
幹事会	幹事長	笠松 章史	国立研究開発法人情報通信研究機構
	幹事長代理	牧田 明彦	千葉工業大学
	幹事長代理	鈴木 左文	東京工業大学
	幹事長代理	齋藤 伸吾	国立研究開発法人情報通信研究機構
	幹事	原 直紀	富士通株式会社
		中倉 安宏	富士通株式会社
		野辺 武	NECネットワーク・センサ株式会社
		中野 隆	NECネットワーク・センサ株式会社
藤田 真男		マクセル株式会社	
相談役	安藤 真	国立大学法人 東京工業大学名誉教授	
	小川 博世	国立研究開発法人情報通信研究機構	
オブザーバー	事務局 (SCAT)	宇都 俊	

標準化部会名簿

	役職	お名前	所属	
標準化部会	部会長	川西 哲也	早稲田大学	
	部会員	中倉 安宏	富士通株式会社	
		野辺 武	NECネットワーク・センサ株式会社	
		中野 隆	NECネットワーク・センサ株式会社	
		寶田 巖	国立研究開発法人情報通信研究機構	
		笠松 章史	国立研究開発法人情報通信研究機構	
		菅野 敏史	国立研究開発法人情報通信研究機構	
		稲垣 惠三	国立研究開発法人情報通信研究機構	
		沢田 浩和	国立研究開発法人情報通信研究機構	
		関根 徳彦	国立研究開発法人情報通信研究機構	
		(オブザーバー)		

技術検討部会名簿

	役職	お名前	所属
技術検討部会	部会長	加藤 和利	国立大学法人 九州大学
	部会員	原 直紀	富士通株式会社
		中倉 安宏	富士通株式会社
		野辺 武	NECネットワーク・センサ株式会社
		中野 隆	NECネットワーク・センサ株式会社
		谷 正彦	国立大学法人 福井大学
		寶田 巖	国立研究開発法人情報通信研究機構
		磯沢 佳徳	大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 国立天文台
		笠松 章史	国立研究開発法人情報通信研究機構
		関根 徳彦	国立研究開発法人情報通信研究機構
		(オブザーバー)	

OGWG名簿

	役職	お名前	所属
OGWG	注委	寶田 巖	国立研究開発法人情報通信研究機構
	副委	原 直紀	富士通株式会社
	部会員	安藤 真	独立行政法人 国立高等専門学校機構 顧問
		小川 博世	国立研究開発法人情報通信研究機構
		永妻 忠夫	国立大学法人 大阪大学
		伊藤 弘	北里大学
		磯沢 佳徳	大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 国立天文台
		岡田 健一	国立大学法人 東京工業大学
		尾辻 泰一	国立大学法人 東北大学
		加藤 和利	国立大学法人 九州大学
		鈴木 左文	国立大学法人 東京工業大学
		谷 正彦	国立大学法人 福井大学
		広川 二郎	国立大学法人 東京工業大学
		門内 謙明	慶応義塾大学
		牧田 明彦	千葉工業大学
		大谷 知行	理化学研究所
		齋藤 伸吾	国立研究開発法人情報通信研究機構
		関根 徳彦	国立研究開発法人情報通信研究機構
		齋藤 伸吾	国立研究開発法人情報通信研究機構
		稲垣 惠三	国立研究開発法人情報通信研究機構
		沢田 浩和	国立研究開発法人情報通信研究機構
		原 直紀	富士通株式会社
		中倉 安宏	富士通株式会社
		多木 尚裕	富士通株式会社
		岡本 直敬	富士通株式会社
		増田 剛志	NECネットワーク・センサ株式会社
		中野 隆	NECネットワーク・センサ株式会社
		中島 潤一	ソフトバンク株式会社
		矢吹 歩	ソフトバンク株式会社
		宮下 真行	ソフトバンク株式会社
		豊田 将之	マクセル株式会社
		藤田 真男	マクセル株式会社
		真鍋 泰一	キーサイト・テクノロジー株式会社
		加藤 好忠	キーサイト・テクノロジー株式会社
		片岡 信華	キーサイト・テクノロジー株式会社
		佐久間 謙	キーサイト・テクノロジー株式会社
		高橋 智	キーサイト・テクノロジー株式会社
		井上 賢一	キーサイト・テクノロジー株式会社
	八雲 浩一	住友ベークライト株式会社	
	橋入 慎	アンリツ株式会社	
(オブザーバー)			

## 2022 年度技術検討部会活動方針案

### (1) 活動の概要

協議会内での情報共有、情報発信を強化する施策に取り組む

- ・ NICT B5G 委託研究の THz に関する技術開発をテーマごとに技術講演会を実施し、各技術開発の交流を図る
- ・ テラヘルツ研究の技術トレンドの整理および情報共有  
(テーマごとにトレンドをまとめる、代表的なマップを分担して作成)

### (2) 技術講演会 開催計画案

第1回 デバイス関連 (総会)

第2回 システム構成、国際会議報告 (10月頃)

第3回 アンテナ・伝搬、国際会議報告 (2月頃)

### (3) テラヘルツ研究の情報共有

- ・HP の充実 (テラヘルツ会合などの関連情報のリスト化)
- ・技術トレンドのグラフの作成・メンテ
- ・ブログ活性化(大学院生からのテラヘルツ関連情報の発信)
- ・個人会員からの技術紹介(オンラインでの紹介)
- ・幹事団からの国際会議等の技術動向調査報告

### (4) 6GWG, 標準化部会との連携

- ・テラヘルツ帯 IMT-2020 evolution のシステムイメージの検討

以上

## 2022 年度標準化部会活動方針案

### (1) 基本方針

国際標準化会合への THz 帯に関連するレポート／勧告／決議等の作成に向けた寄与を中心に行う。

### (2) 活動計画

下記の ITU-R レポート及び APT レポート等の継続検討を進める。

- ① 2020 年 10 月から開始された新レポート M.[IMT.FUTURE TECHNOLOGY TRENDS]への THz システム技術動向への寄与
- ② 2021 年 6 月から開始された新レポート ITU-R M.[IMT.ABOVE 100 GHz] への THz 技術動向の寄与
- ③ 252 GHz 以上の伝搬特性に関して、勧告 P.1238, P.1411, P.2108, P.2109 等の改定を通じた寄与
- ④ 2023 年に向けた WRC-27 議題に関する検討を行い、新議題の提案に資する

### (3) 成果の出口

- ① ITU-R WP1A, WP3J, WP3K, WP3M, WP5A, WP5C, WP5D 等
- ② AWG、APG 等
- ③ IEEE802 等

## 2022 年度 6G ワーキンググループ活動方針案

### (1) 基本方針

昨年度取りまとめたユースケースに基づいて、今後開発すべき技術（単体デバイス、IC、パッケージング、アンテナアレイ、IC とアンテナのアセンブリ、熱の問題、サブシステムの構成、システム）を個別のワーキンググループを作り議論することで明らかにする。さらに、取りまとめ結果を種々の場で展開し国際的な情報発信に繋げる。

### (2) 活動計画

- ・ 上記の方針に基づき、今後開発すべき技術それぞれについてワーキンググループを作り、1-2 ヶ月に 1 回のペースで議論を進める。

### (3) 成果の出口

現在、下記に挙げるリストのような場でテラヘルツ通信に関する議論が可能となっている。これらが連携し、効率的に国際的な情報発信を行うために、基礎となる議論を行う場として本協議会の 6GWG を展開し、幅広く議論の参加を呼びかけ、議論の結果を Beyond 5G 推進コンソーシアム国際委員会高周波 WG に入力して国際的な情報発信に繋げることを目標とする。そのため、既に SIG-7 では本協議会の 6GWG への参加を呼びかけるなどしている。

#### 1. フォーラム等

Beyond 5G 推進コンソーシアム国際委員会高周波 WG

テラヘルツシステム応用推進協議会 THz-6G-WG

テラヘルツテクノロジーフォーラム 情報通信部門

#### 2. 学会等

IEICE Technical Committee on Microwave Photonics and Terahertz  
Photonic-Electronics Technologies

#### 3. その他

NICT Beyond 5G 研究開発促進事業の受託者連携会議スペシャルインタ  
レストグループ SIG-7